

維新の変革と部落問題研究

北崎 豊二

要 約

本報告は、部落解放・人権研究所の事業として二〇〇三年度に始まり、二〇〇五年度に終わった移行期研究「維新の変革と部落」についての研究会の概要を中心に述べたものである。

すなわち、研究会の構成メンバー、研究テーマなどの紹介とともに、移行期研究の重要性を私見を交えながら説いている。そのなかで、「解放令」をめぐる問題として、戸籍・地租・職業・徴兵などを取りあげ、長い間、主流をなしていた「解放令」を一片の紙切れとする見解に疑問を呈し、その再評価を強く求めている。

一 はじめに―移行期研究の意義

部落解放・人権研究所でいくつか行っている歴史に関する研究プロジェクトのうちの一つが、「維新の変革と部落問題」研究（二〇〇三～〇五年度）である。

本研究会は「維新の変革と部落」をテーマに数年前から進めているものであるが、「移行期」をテーマに取り

上げたのは研究会メンバーの協議によるものではなく、個人の私見にもとづくものである。これについて、四点ほど説明したい。

まず第一に、時期区分・時代区分を行って進める歴史研究には限界がある、ということである。

前後の時代との違いを明らかにし、その時期の特徴や問題を明らかにする、そうすることによって歴史研究を進めていくことも重要である。だが、ともすると、研究

者は研究分野を限り、それぞれの時代・時期によって歴史を完結したものと見なしがちである。その一例として、かつての地主制の研究がある。近世史の研究者は地主制が天保期（一八三〇～四三年）に成立したとし、近代史の研究者は、明治二〇年代（一八八七～九六年）に地主制が成立したといていたのが、一九五〇～六〇年代の地主制研究の状況だった。これでは地主制あるいは寄生地主制が二度成立したことになってしまう。近世と近代に分けて地主制研究を進めてきたことの弊害ではないか。

同様に、部落史の場合でも近年研究が専門化するにしたがって、近世部落史研究あるいは現代部落史研究などというように、それぞれ専門とする時期をもって、他をあまり顧みないで研究するという傾向がある。すると、地主制研究におけるようなことが、部落史研究においても起こりうるのではないか。移行期の研究というのは、そういう弊害を乗り越えるためにも必要なものではないかと考えている。

第二に、前近代の部落史研究だけでは現代の部落差別を説明したい、ということである。

部落史研究でも、近現代より近世に関する研究の方が盛んである。近世部落史研究者からは批判を受けるかも

しれないが、近世部落史から現代の部落差別が説明されるかという点、ヒントは得られても説明されることはなまいと思う。近世部落史研究が非常に重要であることを私も認めるが、現代の部落差別がなぜ起こり、なぜ続いているか、ということは、やはり近現代部落史研究を通じてしか説明されないのではないか。とはいえ、今日の部落差別が近現代になって突然発生したのではなく、近世の身分差別につながるものがあることも事実である。そういう意味からも、近世から近現代への移行期の部落史研究をする必要があるのではなからうか。

第三に、私たちの研究対象とする明治維新时期における課題の一つに、「解放令」をどう評価するかということがある。

解放令五〇年のときも、解放令一〇〇年―解放令が出たのが一八七一年であるから、一九七一年であるが―の当時も、部落史のみならず部落問題を取り扱う雑誌などで、「『解放令』は一片の紙切れである」という論調がみられた。「解放令」が出されても解放されていない、相変わらず部落差別がある、ということに対する怒りや苛立ちから、「一片の紙切れ」というような評価がなされたのではないかと思う。先ほどの「憲法問題プロジェクト」報告における日本国憲法の問題と共通する部分もあ

るが、この「解放令」をもし一片の紙切れとしてみるならば、水平社の糾弾を受けて出された「謝罪広告」には、解放令が出されたにもかかわらず差別を行った、これは申し訳ないことだ、明治天皇の聖旨に反する、と「解放令」を援用したりして謝罪していることをどうみるのか。「解放令」は、不十分ではあるけれども、それなりの役割を果たしたといえるのではないか。ではそれなりの役割とはいったい何だったのか、どういう意味があったのか、ということが私たちの研究テーマの一つである。

そのことが、第四に、維新の変革で部落はどう変わったのか、さらにいえはどう変わらなかったのか、という問いかけにもつながる。変わったところもあれば、変わらないところもある。連続しているところもあれば、連続していないところもある。それらの点も明らかにする必要があるのでないか。

以上のような問題意識から、「維新の変革と部落」というテーマで移行期の研究を進めてきた。

二 五ヶ条の誓文と「解放令」

明治元（一八六八）年三月一四日、国是として出されたのが五ヶ条の誓文である。そのなかで部落差別の問題

と関わりのある条文は、「旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」である。即ち、近世の身分差別を陋習として排する、ということもいわれている。また、同日、「今般朝政一新ノ時ニ膺リ、天下億兆一人も其所ヲ得サル時ハ朕カ罪ナレバ」とする億兆安撫・国威宣布の宸翰を出して、国民がその思いを果たせない場合、それは天皇の責任であるとも宣言している。ここから「解放令」への流れでみられるものは、封建的諸制度の廃止であり明治政府の開明政策の一環としてなされているということではなかるうか。

明治三（一八七〇）年九月一九日に「自今平民苗字被差許候事」との太政官布告が出され、政府は平民に名字を認めているが、被差別部落民らには認めていないとし、これを明治政府の差別強化政策だとみる人がいる。しかし、それは少しおかしいのではないか。名字を華・士族から平民にも許しているのであり、差別の強化ではない（堺県は三年閏一〇月二五日、平民に名字を強制している。政府が平民に名字を強制したのは、明治八年二月である）。そのあとに続く明治四年三月一九日に出された斃牛馬勝手処置令も、近世部落の特権として認められていた斃牛馬処理権を否定するものであるが、これもやはり経済的自由の拡大策であり、不十分ではあるけれども、「解放令」

の趣旨に沿った政府の開明政策の一環であると私はみている。

明治四年（一六七二）八月二八日の「解放令」は「エタ・非人廃止令」とか「賤称廃止令」とか「賤民廃止令」などと、さまざまに呼ばれているが、ただ、「賤称廃止令」と呼ぶのはどうであろうか。「解放令」の文言を見ると、「穢多非人等ノ称被廢候条自今身分職業共平民同様タルヘキ事」とある。即ち、エタ・ヒニン等の呼称が廃止せられただけではない。今より身分・職業共平民同様である、と書かれている。府県への達しでも、「穢多非人等ノ称被廢候条一般民籍ニ編入シ身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱」と記されている。即ち、別戸籍とするのではなく、一般民籍に編入し、身分・職業とも全て同一になるよう取り扱うべきである、と言っており、呼称の廃止に止まらない。この後、近世身分制廃止に伴う諸改革がなされている。戸籍法も、明治四年の四月四日に公布された段階では問題の多いものであったが、「解放令」が出されたことによって、多くの差別的条文が削除された。それでもなお壬申戸籍に差別的記載があったとすれば、戸籍編成に携わった者に問題があったのではないだろうか。そういう点で、戸籍法に関しては、公布された段階と施行された段階での違いを十分認識し、壬申戸籍

について論じなければならぬ。

また、「解放令」には「地租其外除^{じよげん}ノ仕来モ有之候ハ、引直シ方見込取調大蔵省ヘ可伺出事」とある。従来、地租その他免除されていたものも見直し、課税することを明らかにしているのである。とすれば、土地の場合、近世において見捨地や除地であったものが、明治五年の地券渡方規則による壬申地券の発行から、地租改正条例（明治六年七月二十八日）によって改正地券が発行されるなかで、どう処理されたのであろうか。そのことによって部落はどのように変わったのか。現段階では、この地租改正についての詳細な研究がなされていないように思う。

他にも、学制頒布（明治五年）、徴兵令（明治六年）、その前の徴兵規則（明治三年）などの問題がある。政府の近代化政策に部落の人々がどう対応したか。徴兵問題についていえば、太平洋戦争の時期になると徴兵忌避はほとんどみられなくなるが、明治前期には徴兵を忌避する者が全国的に多くいた。徴兵に応じない者が何万といったのである。それだけでなく、脱走兵も非常に多い。一回でなく、二、三回脱走している者もいる。脱走しても短期間のうちに帰営すれば、処分は軽かった。さらにもっとも悪いことに、脱走しても、後に表彰されている者もいる。ところが、撰津のある部落の者は明治一〇年代に

戸主として徴兵を免れたものの、すぐに弟に戸主を譲ったため翌年徴兵され、現役中に脱走している。彼はどのようにして営舎に戻ったのか、戻らされたのかわからないが、償勤ののち満期となり、予備役として帰郷したときも二等兵で昇級していない。また、彼は予備役兵演習召集にも応じず、軽禁錮二月の刑に処せられている。他の部落にもこのような事例がみられるのではなからうか。徴兵制はなかなか定着しなかったが、それが定着していく過程で部落の人々はどうか対応していったのか、検討していく必要があるのではないか。

三 「維新の変革と部落」研究

本研究会は、以上のような問題意識で始めることになった。対象とする地域は、全国をカバーできるのが理想ではあるが、研究会への参加者は一〇名ばかりであり、結果として、大阪府、兵庫県、奈良県、滋賀県が中心となった。また、研究対象として設定した時期も、移行期から明治期が中心となっている。研究分野としてもさまざまなものがあるべきであろうが、最終的には、次の一〇名の構成メンバーのもと、各々次のようなテーマで研究を進めた。

戸籍（壬申戸籍）——井岡康時
草場権、と場、牛馬市——秋定嘉和・本郷浩二
都市下層——高木伸夫

分村運動（本村——枝郷体制と分村運動）——吉村智博
多様な被差別民と維新——森田康夫

非人番制度の解体——北崎豊二

明治初期の新聞報道と部落——里上龍平

「諸賤民」の動向——吉田栄治郎

「解放令」をめぐる近世と近代——上杉聰

四 むすび

本研究会は二〇〇三年度に始まり、二〇〇五年度、つまり本年三月で終了した。二〇〇三年度については事業報告が出ており、そこに第一回から第一〇回までの研究会報告の詳細が掲載されている。その後の研究会を含め、研究の成果としては、地域に根ざした研究から部落の変化を説明することができたのではないかと考えている。先述したように、大阪府、兵庫県、奈良県、滋賀県、各府県を取り上げたことにより、それぞれの地域における特徴と、共通点が明らかにできたのではなからうか。それらを通じて、「解放令」の再評価、即ち「解放令」に

は問題はあるが、それなりの役割を果たしたとみななければならぬ。そういった観点から、単行本とする予定である。

最後に、今後の課題としていくつか述べておきたい。一つめには、大阪の部落史委員会では一〇年以上かかって史料を集め、『大阪の部落史』史料編七巻をすでに発行し、再来年には通史を出すことになっているが、これらの収集史料を今回の研究では十分に活用することができなかった。二つめには、研究会参加者が限られていたために取り上げられなかった分野として、たとえば土地問題、生業の問題、教育・文化に関する問題、徴兵制の問題などがあり、まだまだ研究を深めていかなければならない。そして三つめには、研究の細分化も必要であるが、総合的研究によって全体像を把握していくことが必要である。

言葉足らずで理解し難いところもあったと思うが、時間も限られているため、私の報告は以上で終えることにしたい。

五 補説―質疑に答えて

征韓論との関係については取り上げていないが、幕末

維新期における解放論については、それなりに意識しながら研究を行っている。私自身だえば前に「大阪自由党と部落解放運動」を公表したなかで、大阪自由党の機関誌『文明雜誌』に掲載された「進路の荆棘^{けいせき}」という論文を紹介した。同論文では、部落差別を習慣によるものとし、差別を温存する明治政府は打倒しなければならぬなどと主張している。これは、中江兆民が『東雲新聞』に「新平民」の立場から当時の平民主義を批判し、平等を説いた「新民世界」を発表する前に、大阪で公刊された。それ以前にも、そういうものがあつたか、これからも探していかなければならない。

また異民族起源説に関連して言えば、研究会メンバーのなかには職業起源を強調し、その問題について触れている研究者もいる。いずれ出る報告書を読んでいただきたい。

さらに、解放令の一定の意義に関しては、解放令単独ではなく、報告で述べたように五ヶ条の誓文からみていく必要がある。この国是にそって出されたさまざまな法令の一つが、斃牛馬勝手処置令であり、戸籍法であり、これらにもとづいて壬申戸籍も編成された。解放令もそのうちの重要なものの一つであることは間違いない。当初、戸籍法に部落の人々は別戸籍にせよという規定もあ

ったが、明治四年の解放令によって削除され、明治五年に戸籍が編成されたのである。戸籍法が公布された段階だけみれば非常に差別的な内容だが、施行する段階では削除されたものも多い。

ただ、ややこしいのは、大阪で当時、堺県であったところ（河内・和泉）と兵庫県であったところ（摂津の一部）は、その前年（明治四年）、「解放令」以前に戸籍を編成している。これは「えた身分」であることもわかるという形で編成された差別的なものである。明治五年の戸籍は壬申戸籍として問題になったが、一部例外があるにせよ、建前としては差別的な記載はしないことになっていた。今は大阪法務局に収められていて一般には閲覧できないので、「壬申戸籍は差別的だ」と言いながら見たことのない研究者もいる。壬申戸籍は一部に差別的な身分記載があったにせよ、全体としてそうであったわけではない。解放令で戸籍の記載が大きく変わったということではできない。

職業の問題でも、一応建て前としては「同様たるべきこと」となっている。建て前であれ、そのようになつたことで、「同様にすべきだ」という主張が可能になつた。水平運動もこれを盾に糾弾闘争を展開したという側面がある。法令の条文をいかに有効に使うかということは運

動と関連があるが、解放令を「一片の紙切れ」と片付けることはできない。

次に、解放令の「地租其外除蠲ノ仕来」云々の問題である。これは、社会経済史的方法論を身につけることなしに検討することはできない。非常に地味で時間もかかる面倒な仕事だが、取り組まなければならない。たとえば、差別発言と違って、簡単に「差別的だ」と断定することはできない。戦前の研究者のなかには、部落の土地がすべて除地で免税地であったように理解して、そのように辞典にも記しているが、誤っている。土地や租税の問題は複雑で、その解明は容易ではないが、時間をかけて関係史料を分析する必要がある。要するに、解放令によって何が変わり何が変わらなかったか、地道に明らかにしていかなければならない。この仕事を、特に若い研究者に期待したい。

なお、一部には、近代になって近世よりも差別は強化されたという指摘もある。その点も含めて、近世史料と近現代の史料を活用しながら研究していく必要がある。これらは今後の課題である。